

安売りにつられて通ったら、高額な健康食品を売りつけられた

Q. 近所の空き店舗に新しく入った店では、食品が安く売られており、健康についても説明をしてくれるので毎日のように通っていた。数日前、血管の話聞いた後に、薬を飲むよりも血管がきれいになるという健康食品を「今日が締め切り」と勧められ、断り切れずに13万円の商品を買うことにした。良く考えたら必要ないので解約したい。

(80歳代 女性)

A. 無料や安価で販売される食品や日用品を目当てに、空き店舗等を利用した会場に通っていたところ、高額な健康食品等を勧められたという相談が寄せられています。通い続けて顔見知りになり、言葉巧みに勧誘を受けると断りきれなくなる場合もあります。安易にそのような場に行かないよう気を付け、会場に足を運んでしまった場合は、勧誘されても必要がなければその場できっぱり断りましょう。今回は書面を確認しクーリング・オフの手続きを行いました。困ったときには消費者センターにご相談下さい。

消費生活のご相談は

美幌町消費生活センター

電話・FAX 0152-72-0366

月～金曜日 10時～16時（年末年始・土日祝日を除く）